

## 千葉ポートアリーナのネーミングライツ（命名権）の優先交渉権者を決定しました

千葉市では、千葉ポートアリーナのネーミングライツ（命名権）スポンサーについて、応募のあった5者の提案内容を審査し、優先交渉権者を決定しましたので、お知らせします。

### 1 対象施設

千葉ポートアリーナ（中央区問屋町1-20）

### 2 応募者数

5者

### 3 優先交渉権者

企業名 株式会社千葉銀行

住所 千葉市中央区千葉港1-2

代表者 取締役頭取 米本 努

### 4 選定方法

「千葉ポートアリーナネーミングライツ検討委員会」において、応募のあった5者による提案金額、愛称案および地域貢献に関する付帯提案等について、総合的に評価し、優先交渉権者を選定しました。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月上旬 契約に関する協議

3月下旬 契約書締結（愛称決定）

9月まで 看板等設置

10月1日 愛称使用開始

### 6 その他

愛称および提案金額については、契約書締結後に改めてお知らせします。

※3月下旬を予定